

## 1. 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要

### (1) 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置している。

新市の北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流している。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約 42km にわたって磯浜が形成されている。

### (2) 人口と面積

新市の人口は、昭和 40 年より減少基調にあり、昭和 50 年から昭和 55 年にかけて増加したものの、再び減少し、平成 12 年の国勢調査では 147,546 人となっている。

年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向にあり、年少人口の構成比率は平成 2 年の 18.6%が、平成 12 年には 15.2%に減少し、老年人口の構成比率は平成 2 年の 17.1%が、平成 12 年には 23.7%と増加している。

新市の区域は、東西約 43km、南北約 56km におよび、総面積 1,311.49km<sup>2</sup>となっている。

土地の利用状況（平成 13 年利用区分別面積）をみると、森林が 958.72 km<sup>2</sup>で約 73%、農用地が 188.14 km<sup>2</sup>で約 14%、宅地が 34.17 km<sup>2</sup>で約 3%となっている。

### (3) 6市町村の沿革

鶴岡市は、大正 13 年 10 月に市制を施行し、昭和 30 年 4 月に栄村、京田村、大泉村、湯田川村、黄金村、斎村を編入、同年 7 月に田川村、上郷村、豊浦村、加茂町を編入、さらに昭和 38 年 9 月には大山町を編入し、現在に至る。

藤島町は、昭和 29 年 12 月に藤島町、東栄村、八栄島村、長沼村の 1 町 3 村が合併し藤島町になり、昭和 30 年 1 月に渡前村を編入し、現在に至る。

羽黒町は、昭和 30 年 2 月に手向村、泉村、広瀬村の 3 村が合併し羽黒町になり、現在に至る。

櫛引町は、昭和 29 年 12 月に山添村、黒川村の 2 村が合併し櫛引村になり、

昭和 41 年 12 月に町制を施行し櫛引町になり、現在に至る。

朝日村は、昭和 29 年 8 月に大泉村、東村、本郷村の 3 村が合併し朝日村になり、現在に至る。

温海町は、昭和 29 年 12 月に温海町、念珠関村、福栄村、山戸村の 1 町 3 村が合併し温海町になり、現在に至る。

#### ( 4 ) 6 市町村の現況

鶴岡市は、江戸時代は庄内藩 14 万石の城下町で、市民性は、藩校「致道館」に象徴されるように文化を重んじ好學な気風である。第 3 次総合計画では、目指す都市像を「いのち輝き 新しい文化を創造する 緑の城下町 鶴岡」と定め、これを基本目標として、市民と行政が力を合わせ、実現に邁進している。また、平成 13 年には慶應義塾大学先端生命科学研究所が開設され、バイオ分野における世界レベルの研究活動が行われている。

藤島町は、庄内平野のほぼ中央に位置し、典型的な稲作農業地域で、民有地のうち水田が 73.2%を占める。また、県立庄内農業高等学校をはじめ、農業試験場庄内支場、庄内農業改良普及センター、米倉庫群である全農藤島支庫等の農業基盤施設の集積が高く、庄内農業を先導する拠点となっている。

羽黒町は、庄内平野の東南部で霊峰出羽三山の山麓に位置し、古くから羽黒山伏に代表される羽黒修験道が栄え、現在も出羽三山を中心として全国から年間 110 万人を超える観光客が訪れている。また、水稻中心であった農業は、中山間地域を中心にアスパラガス、さくらんぼ、ブルーベリーといった作目や畜産等との複合的な農業により安定経営を図っている。一方、昭和 51 年から全国初の農業集落排水事業に取り組むなど重点的に下水道整備を進め 90%を超える整備率となっている。

櫛引町は、庄内平野の南部に位置し、町の中央部を一級河川赤川が南北に縦貫している。産業は、県下随一の多品種栽培の果樹と水稻を主にし、農工一体のまちづくりを進めている。また、黒川地区には、500 年以上にわたり連綿と守り伝えられてきた国指定重要無形民俗文化財「黒川能」、戦国の名将「加藤清正」の墳墓がある天澤寺など、歴史と文化、伝統の町である。

朝日村は、磐梯朝日国立公園をはじめ自然環境に恵まれた村であるとともに、3 つのダムと多くの発電所を有する水源と電源の村である。弘法大師の開山伝説を持つ湯殿山や即身仏をまつる寺院、霊場へ向かう六十里越街道など豊かな歴史と文化、山ぶどうを原料とする月山ワインなど多彩な地域資源の活用とバンジージャンプに代表されるアウトドアレジャーによる地域振興

を進めている。

温海町は、開湯一千年といわれる名湯・温海温泉をはじめとし、庄内海浜県立自然公園に指定されている日本海の海岸線の立岩、弁天島などの景勝地、念珠の松庭園等の多くの観光資源を持つ町である。山林面積が町全体の 89% を占め、その中に 28 の集落が点在している。農林水産業を基幹産業とし建設業や製造業、観光を中心としたサービス業などにより地域の振興を図っているが、近年、特に過疎化が進行しているため少子高齢化対策に力を入れている。

#### ( 5 ) 廃置分合を必要とした理由

現在、南庄内の市町村は、全国の地方の市町村と同様に、社会・経済の大きな変革の中で、かつてなく難しい、しかし未来のために必ず解消すべき以下の 3 つの課題に直面しており、少しでも早くこれを乗り越え、明るい新時代を開いていくため、積極的に歩み出す必要に迫られている。

##### 新時代が求める行政ニーズへの対応

今後、人口の少子高齢化と地域人口の減少がさらに進むことが予想される。また産業の国際化・競争が激化しており、これから新たな振興策を進めなければ、産業・地域経済の活力は、停滞・衰微することが懸念される。

さらに住民の要求は、高齢者福祉や安心・安全対策をはじめ、文化・教育、環境問題などいろいろな分野で、量的に増えるばかりでなく、質的に高度化、多様化していくと予想される。

行政は、このように高度な要求にきちんと応えてサービスを提供できるように、能力を結集・向上させ、体制を整えるなど、行政機能を大幅に充実・強化していく必要がある。

##### 財政の規模抑制、効率的運営下での行政責務の遂行

国と地方の財政は、経済成長の停滞の中で、歳出規模を圧縮するとともに、地方に対する国の支援も大幅に抑制されると予想され、地方財政はさらに厳しい効率的運営を迫られている。

今後、高度化しつつ増大する行政ニーズに対し、行政サービスを適切に提供していくため、これまで以上の行財政改革を進め、民間との新たな協働関係も築きながら、行政の責務をきちんと果たしていく必要がある。

## 地方分権の受け皿の整備

国や県が行ってきた事務・事業を市町村に移譲する時代が来ているので、その移譲を受け、国や県が行っていた行政サービスに劣ることなく、きちんと担っていく必要がある。

これらは、市町村合併をするかどうかにかかわらず、どこの市町村も取り組む必要がある課題である。しかし、これに現在の市町村のまま単独で取り組もうとしても、十分な課題解決ができないと予想される。したがって、庄内の6市町村は、まず今般の法的措置による合併を進め、管理部門の縮小合理化を進める一方、新たな住民要求に応え、より充実したサービスを提供できるよう、政策担当職員の能力の結集・資質の向上を促し、また効率のよい執行体制を整え、市民や民間の方々と協調しながら、担うべき役割を積極的に果たしていく必要がある。

### (6) 廃置分合に至る経緯の概要

平成12年11月に山形県から「山形県市町村合併推進要綱」が発表され、各市町村において合併に関する調査研究及び検討の取組みの気運が出てきた。

当初は、庄内広域行政組合で庄内全体の14市町村長による「庄内地域市町村合併研究会」を平成13年8月24日に設置し、研究会3回、助役による幹事会を3回開催し、庄内地域における合併問題の調査研究を行った。

その後、平成14年4月10日には庄内南部地区9市町村の担当部課長による「市町村合併問題調査検討委員会」を設置し、8回の委員会開催により、各市町村の行財政内容や合併にかかわる課題等の検討を行った。

平成14年7月10日、庄内南部地区9市町村により「庄内南部地区合併検討協議会」(任意協議会、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町、立川町。余目町は7月26日に加入)を設置し、5回の協議会を開催し、合併にかかる調査検討と法定協議会の設置の準備を進めた。

この間、平成14年7月31日には山形県から合併重点支援地域の指定を受けている。(その後、平成15年2月5日、9市町村から7市町村への合併重点支援地域の指定の変更)

任意協議会での協議を受け、平成14年9月に各市町村議会での法定協議会設置議案の議決を経て、10月10日に庄内南部7市町村による「庄内南部地区合併協議会」(鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温

海町)を設置した。

協議会においては、26回の協議会を開催した。新市建設計画及び事務事業調整については、事務局に9つの専門部会と25の分科会を設置し作業を進め、協議会としては、分野毎に3つの専門小委員会を設け専門的に協議調整を図った。

議会議員の定数と任期に関しては、議会選出の委員による検討小委員会において11回の会議を開催し調整案をまとめた。

全体的には、新市の名称の選考方法など多くの会議回数を要した事項もあったが、事務事業調整及び新市建設計画の作成などの合併に関する様々な協議が概ね順調に予定どおり進捗した。

また、協議会では、協議に並行し協議会だよりの発行、ホームページによる広報活動を行い、構成市町村においては、住民説明会及び研修会を開催し、住民の合併への理解を深める取組みも行った。

第25回協議会において、これまでの協議を踏まえた合併協定案が報告され了承されたことにより、平成16年10月4日に7市町村長により合併協定書の調印を行い、10月8日に各市町村議会で合併関係議案の審議が行われ、6市町村では可決されたが三川町においては賛成少数で否決された。

この議決の結果を受け、第26回協議会において協議を終結とし、構成市町村長の協議により庄内南部地区合併協議会を休止状態とすることにした。

庄内南部地区合併協議会の合併関係議案を可決した6市町村においては、枠組みが変更になっても合併の必要性については共通の認識であることから、10月28日及び11月4日に6市町村議会での法定協議会設置議案の議決を経て、11月9日に「南庄内合併協議会」(鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町)を設置した。

南庄内合併協議会においては、庄内南部地区合併協議会での内容について、基本的な内容の変更は必要ないとの合意を得て、協議経過を踏まえた効率的な協議会運営を行い、11月及び12月に集中的に協議を重ねた。

新市建設計画、事務事業調整については、分野毎に設けた3つの専門小委員会で関係部分を中心的に協議調整を図った。

また、議会議員の定数と任期に関しては、議会選出の委員による検討小委員会において、農業委員会の委員の取り扱いについては、構成市町村の農業委員長等の会議において、それぞれ協議し調整案をまとめた。

11月19日の第3回協議会において事務事業の調整が、12月5日の第4回協議会においては新市建設計画、合併協定案がそれぞれ決定、了承された。

また、協議会では、協議の進捗に併せ協議会だよりの発行、ホームページでの情報・資料の公開などを行い、構成の市町村においては、住民説明会の開催などを行い、連携し住民への丁寧な広報活動を実施した。

これらの計画策定及び調整などに妥当な結論を得たことから、12月12日に6市町村長による合併協定書の調印を行った。

12月22日に6市町村議会で合併関係議案が提案され、鶴岡市、藤島町、櫛引町、朝日村、温海町の5市町村で可決された。羽黒町においては、その後2度にわたり臨時議会を召集したが、議会において議決すべき事件を議決しないため、同議案について平成17年1月14日に地方自治法の規定により町長による専決処分を行った。

これらを受け、1月17日に関連する協議書の調印を行った。